

(様式 1-3)

南相馬市 帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 4 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	112	事業名	小高復興産業団地（フロンティアパーク）整備事業	事業番号	(6)-46-5
交付団体	南相馬市		事業実施主体（直接/間接）	南相馬市（直接）	
総交付対象事業費	212, 314（千円）		全体事業費	212, 314（千円）	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
● 南相馬市小高区の居住人口は、震災前の 12, 842 人に対し、10 月末現在で 3, 814 人と震災前比の 3 割に満たない状況であり、5 年 4 か月の長きにわたり避難を強いられた影響は深刻である。 ● 今後、南相馬市のさらなる復興を遂げるためにも、小高区における居住人口を増加させる取組と企業誘致等の推進が必要である。 ● 現在、市内工業団地 30 区画のうち、新たな交渉が可能な空区画は 4 区画と残り僅かである一方、令和 3 年 4 月から 11 月までに、約 20 社から総面積約 17 ha の産業用地の引き合いがあり、引き続き当市への企業立地への関心も高いことから、小高区に産業団地を整備し、企業誘致等を通じた帰還・移住を促進する。					
事業概要					
南相馬市小高区川原田地区等に小高復興産業団地（フロンティアパーク）を整備する。 総面積 約 20～24 ha（用地面積：約 12～14 ha） ※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください。					
当面の事業概要					
<令和 3～4 年度> 基本計画策定 <令和 4 年度> 基本設計・実施設計 <令和 5～7 年度> 造成工事（基金型で申請予定）					
地域の帰還・移住等環境整備との関係					
復興整備計画（南相馬市・福島県（令和 2 年 12 月 25 日）） P1「2 復興整備計画の目標（法第 46 条第 2 項第 2 号関係）」 ④津波被害を受けた宅地や離農者の<u>農地等は、海岸防災林、再生可能エネルギー基地、工業団地、施設園芸等、今後の市の防災や経済復興に資する土地利用を図る。</u>東京電力福島第一原子力発電所事故により土壌汚染が確認された農地も、同様の土地利用を図りつつ、除染による農業再開を目指す。 P1「3 土地利用方針（法第 46 条第 2 項第 3 号関係）」 (1)復興整備計画の区域における土地利用の基本的方向 ④防災集団移転元の宅地及び<u>農地の一部については、太陽光発電施設用地、工業団地用地、研究・育成施設、海岸防災林等として、市復興計画の土地利用方針に沿って有効活用を図る。</u>					
関連する事業の概要					
平成 30～31 年度に、福島県が「ほ場整備の基本設計」を実施。本事業による計画変更に伴い、「ほ場整備の基本設計」の変更が必要になったことから、令和 4 年度に、南相馬市が、市の単独財源予算により「ほ場整備の基本設計の変更」を実施予定。 ほ場整備推進委員会は、本事業について了承済み（R3.8.31）。					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

(様式 1－3)

南相馬市 帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 4 年 1 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	113	事業名	飯崎産業団地整備事業		事業番号	(6)－46－6
交付団体		南相馬市	事業実施主体 (直接/間接)		南相馬市 (直接)	
総交付対象事業費		33,379 (千円)	全体事業費		467,956 (千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標						
● 南相馬市小高区の居住人口は、震災前の 12,842 人に対し、10 月末現在で 3,814 人と震災前比の 3 割に満たない状況であり、5 年 4 か月の長きにわたり避難を強いられた影響は深刻である。 ● 今後、南相馬市のさらなる復興を遂げるためにも、小高区における居住人口を増加させる取組と企業誘致等の推進が必要である。 ● 現在、市内工業団地 30 区画のうち、新たな交渉が可能な空区画は 4 区画と残り僅かである一方、令和 3 年 4 月から 11 月までに、約 20 社から総面積約 17 ha の産業用地の引き合いがあり、引き続き当市への企業立地への関心も高いことから、小高区に産業団地を整備し、企業誘致等を通じた帰還・移住を促進する。						
事業概要						
南相馬市小高区飯崎地区に飯崎産業団地を整備する。 総面積 約 3.4 ha (交付金対象面積：約 2.0 ha) ※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください						
当面の事業概要						
＜令和 4 年度＞ 解体設計・進入路設計 ＜令和 5 年度＞ 解体工事・進入路整備						
地域の帰還・移住等環境整備との関係						
復興整備計画 (南相馬市・福島県 (令和 2 年 12 月 25 日)) 「3 土地利用方針 (法第 46 条第 2 項第 3 号関係)」(1)復興整備計画の区域における土地利用の基本的方向 ⑥市南部及び西部の旧避難指示区域においては、避難者が多いことから、帰還者の動向などを把握し、各地区の実情に即した土地利用を検討する。 旧金房小学校・金房幼稚園の利活用方針 (南相馬市資料) 【利活用の基本的な方向性】 校舎、体育館は耐震基準を満たしておらず老朽化が進んでいるため、施設を撤去し、更地としての活用を進めます。高速道路や主要幹線道路へのアクセス性の良さ、隣接地を含めた面的な広がりや、雇用の創出や産業振興を図る産業集積地として一体的な活用を検討します。						
関連する事業の概要						

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	